

大規模な民有地緑化をお考えの方へ

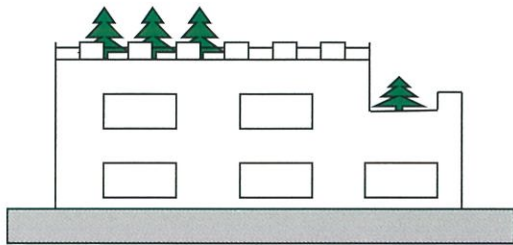
(緑の街並み推進事業補助金制度)

刈谷市では、愛知県が行う「あいち森と緑づくり事業」を活用して、市内の敷地又は建築物において、比較的大規模な緑化事業を行う方への補助金交付制度「緑の街並み推進事業補助金制度」をおこなっています。

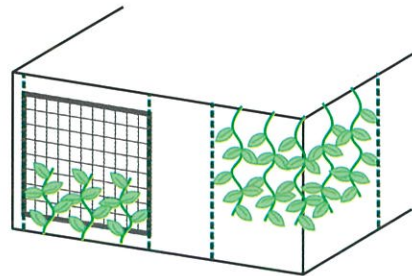
緑豊かな潤いのあるまちにするため、あなたの家庭や職場に緑を増やしませんか。

<対象となる緑化事業>

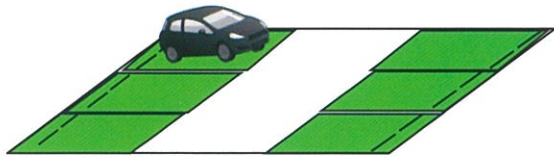
屋上緑化事業



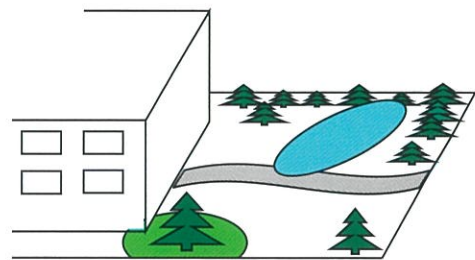
壁面緑化事業



駐車場緑化事業



空地緑化事業



【要件】

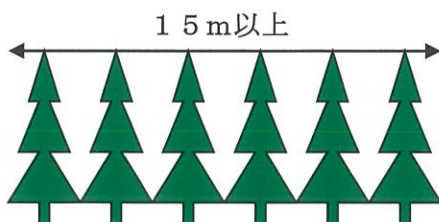
緑化対象面積(注1)の合計が50㎡以上で、かつ刈谷市が定めた評価基準を満たした緑化事業

注1: 都市緑地法施行規則で定める方法により算出した面積

【補助金額】

「屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、空地緑化に係る経費の2分の1」と、屋上緑化、壁面緑化は「緑化対象面積(㎡)×3万円」を、駐車場緑化は「緑化対象面積(㎡)×2万円」を、空地緑化は「緑化対象面積(㎡)×1万5千円」を比較してどちらか少ない方の額(補助限度額500万円(注2)) ※補助金額が10万円未満は補助金交付対象外

生垣設置事業



【要件】

延長15m以上の生垣を設置し、かつ刈谷市が定めた評価基準を満たした緑化事業

【補助金額】

「生垣設置に係る経費の2分の1」と「植栽延長(m)×5千円」を比較してどちらか少ない方の額(補助限度額500万円(注2))

※補助金額が3万円未満は補助金交付対象外

注2: 1申請あたりの補助限度額

ご注意!!!

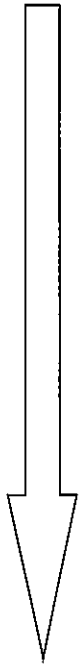
補助を受ける場合には、事前申請が必要です。必ず工事着工前にご相談ください。

詳細は公園緑地課 (☎0566-62-1023) へ

【申請手続きについて】

事業の計画

- ・刈谷市の「緑の街並み推進事業補助助金交付要綱」をご確認のうえ、緑化事業の計画を決めてください。
 - ・刈谷市役所公園緑地課に事前にご相談ください。
 - ・必要な書類を受け取ってください。
- (要綱・申請関係書類は公園緑地課窓口での受け取りまたはホームページからダウンロードできます。)

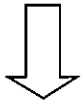


補助の対象となる事業	補助の対象とならない事業
<ul style="list-style-type: none">(1) 屋上緑化事業(2) 壁面緑化事業(3) 駐車場緑化事業(4) 空地緑化事業(5) 生垣設置事業 <p>※詳細は要綱をご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・補助金の交付前に工事を着工したもの・同一敷地内において過去に補助金の交付を受けたもの(異なる事業の場合は除く)・他の補助制度の対象となるもの・その他補助金の交付が不適当なもの

- ◎補助金の交付は1敷地1事業につき1回限りです。
- ◎業者から、見積やパンフレットをもらってきてください。
- ◎施工業者を決めてください。
- ◎借地の場合は地主の同意をとってください。

補助金の申請

- ・交付申請書(様式第1号)にて申請してください。
- (案内図、平面図、構造図、見積書の写し、納税(完納)証明書、現況写真、(土地管理者と補助対象者が異なる場合は)緑化施設の管理義務を負う旨の取り決め書、土地使用承諾書、その他市長が必要と認める書類等)



補助金の交付決定

- ・審査のうえ交付決定通知書(様式第2号)により決定します。



工事着手

- ・申請内容に変更のあった場合は、変更承認申請書(様式第3号)により変更の手続きをしてください。



実績報告書の提出

- ・実績報告書(様式第6号)を提出してください。
- (請求書(任意様式)、領収書の写し、着手前及び完了後の写真、その他市長が必要と認める書類を添付)



検査
補助金交付額決定

- ・検査を行います。
- 検査の際は、ご協力をお願いいたします。



補助金の支払い

- ・検査後に、市から指定の口座に補助金を振り込みます。



維持管理

- ・適正な維持管理を行い、事業完了後7年以上樹木等の維持管理に努めてください。